

一般社団法人 日本エコツーリズム協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本エコツーリズム協会と称し、英文では、J a p a n E c o t o u r i s m S o c i e t y I n c. と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の自然や文化への理解を深め、そのよりよい保全とゆとりある活用により、みずみずしい観光と産業を持続的に発展させるため、そのネットワーク構築を図り、その重要性と適正な認識の普及、調査、研究、人材育成及びサポートの充実に関する事業を行い、エコツーリズムの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外のエコツーリズム資源の発掘と活用を支援する事業
- (2) エコツーリズムに関する人材育成研修会の実施する事業
- (3) エコツーリズムに関するセミナー・研修会の実施する事業
- (4) エコツーリズムに関する有識者派遣する事業
- (5) エコツーリズムを推進していくための調査研究と情報提供する事業
- (6) エコツーリズムに関する書籍・印刷物の出版及び斡旋する事業
- (7) エコツーリズムに関する書籍の翻訳及び編集業務
- (8) エコツーリズムに関わる人々とのネットワークを構築する事業
- (9) 損害保険代理店事業
- (10) 寄付及びNPO 団体に関する情報収集・提供事業
- (11) 旅行業法に基づく旅行業
- (12) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

（会員の構成）

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （2）賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- （3）名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

（入会）

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会が別に定める入会規則を満たすときに賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を免除する。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、この定款又はその他の規則に違反するなど除名すべき正当な事由はあるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することが出来る。

（会員資格の喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項又は招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他の法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結

果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第21条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款で定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(役員及び監事の設置等)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名以上を副会長とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事（会長）又は副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第28条 理事に対して、1人、月額300,000円の範囲内で、その役割により会長は報酬等の額を決定し、理事会の承認を経て支給することができる。監事に対する報酬等は、社員総会の決議を経て支給するものとする。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び運営役員)

第29条 この法人に、名誉会長及び運営役員を置くことができる。

2 名誉会長及び運営役員は、学識経験者又はエコツーリズムに関し一定の経験を有するものの中から、理事会において選任する。

3 名誉会長及び運営役員は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長及び運営役員に対して、1人、月額300,000円の範囲内で、その役割により会長は報酬等の額を決定し、理事会の承認を経て支給することができる。

5 運営役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

6 名誉会長の任期は、定めない。

(顧問)

第30条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、法人の運営に関し、会長及び理事会に助言する。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(取引の制限)

第31条 理事及び運営役員が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事及び運営役員の債務を保証することその他理事及び運営役員以外の者との間におけるこの法人とその理事及び運営役員との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事及び運営役員は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事等（会長、会長以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事及び運営役員をいう。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事及び業務執行理事以外の運営役員（以下「非業務執行理事等」という。）の第111条第1項の賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、0円以上であらかじめこの法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

3 第2項の規定における、この法人が定めた額は、0円とする。

4 第1項の規定により、非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額又は免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
- (3) 一般法人法第111条第1項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び運営役員の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第35条 通常理事会は、毎年定期に、年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。

- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、理

事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第43条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第44条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、会長が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第46条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、会長が決定したところに従って行う。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書又は収支予算を記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類については理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載し書類

（剰余金の不分配）

第50条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第51条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第52条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 附 則

(最初の事業年度)

第60条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第61条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	設立時代表理事	田川 博己
設立時理事		高梨 洋一郎
設立時理事		辻野 啓一
設立時理事		吉見 精二
設立時監事		枝松 克巳
設立時監事		武藤 修一

(設立時社員の氏名及び住所)

第62条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	東京都目黒区八雲 2-1-19
		氏名	田川 博己
	2	住所	東京都練馬区石神井台 2-19-15-206
		氏名	辻野 啓一
	3	住所	東京都新宿区矢来町 126
		氏名	武藤 修一

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

1. この定款の変更は令和4年6月28日より施行する。
2. この定款の変更は令和6年6月26日より施行する。

3. この定款の変更は令和 7 年 6 月 26 日より施行する。